＜ 商 品 概 要 説 明 書 ＞

株式会社　百五銀行

全自動積立定期預金（ランクアップ付）

（２０２５年７月１日現在）

項目	内容
1. 商品名	●全自動積立定期預金（ランクアップ付）
2. 販売対象	●法人および個人
3. 期間	●積立の預入自体は、継続的に行います。 ●個々の積立期間については､初回目標日を 6 か月以上 3 年 6 か月未満の間で自由に指定することができます。初回目標日以後は、初回目標日の 1 年後、2 年後または 3 年後の応当日を次回目標日として預入することができます（初回目標日以後の積立期間を「目標日サイクル」といいます）。 ●まとめ定期の期間は、目標日サイクルと同一期間とします。
4. 預入方法 （１）預入方法

（２０２５年７月１日現在）

6.利息	
（１）適用金利	●積立定期については、各分割預入時における、預入日から１か月以上経過後の最初に到来する目標日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金（Ｍ型）、または自由金利型定期預金の店頭表示の利率を適用します。 ●まとめ定期については、目標日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（Ｍ型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率を適用します。
（２）利払頻度	●積立定期については、預入期間２年以上かつ単利型の預入明細のものは、中間利払日（預入日から目標日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日）に積立定期部分に預入れます。それ以外の預入明細のものは、目標日に一括して口座振替指定口座へ入金、またはまとめ定期へ合算します。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率〔約定利率×70%。小数点第４位以下切捨て〕により計算します。 ●まとめ定期については、預入期間２年のもの、預入期間３年の単利型のものは、中間利払日（預入日から目標日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日）に指定口座へ入金、または積立定期部分に預入れます。それ以外のものは、目標日に一括して指定口座へ入金、または元金に組入れます。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率〔約定利率×70%。小数点第４位以下切捨て〕により計算します。
（３）計算方法	●付利単位を１円とした１年を365日とする日割計算 ●個人のお客さまで、積立定期について預入明細が期間３年以上の自由金利型定期預金（Ｍ型）とするもの、まとめ定期について預入期間３年の自由金利型定期預金（Ｍ型）とするものは、６か月毎の複利で計算します。
（４）課税方法	【個人のお客さま】利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます ※復興特別所得税が付加されております。 【法人のお客さま】総合課税となります。
（５）金利情報の入手方法	●金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	●不要です。
8.付加できる特約事項	●成年年齢に達した個人のお客さまで、同一名義の総合口座をお持ちの場合に限り、まとめ定期を総合口座の担保定期とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ●少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまはマル優の取扱いができます。

全自動積立定期預金（ランクアップ付）

9. 中途解約時の取扱い	●積立定期の場合 目標日前に解約する場合は、預入明細ごとに預入された定期預金の種類に応じて、以下の中途解約利率（解約日における普通預金の利率を下限とします。）により計算した利息とともに払戻します。 ①預入された預金が自由金利型定期預金（Ｍ型）の場合 次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下切捨て）によって計算します。 Ａ．預入日の 3 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を目標日とした場合 ａ．6 か月未満　解約日における普通預金の利率 ｂ．6 か月以上 1 年未満　約定利率×50% ｃ．1 年以上 3 年未満　約定利率×70% Ｂ．預入日の 3 年後の応当日を目標日とした場合 ａ．6 か月未満　解約日における普通預金の利率 ｂ．6 か月以上 1 年未満　約定利率×50% ｃ．1 年以上 1 年 6 か月未満　約定利率×50% ｄ．1 年 6 か月以上 2 年未満　約定利率×60% ｅ．2 年以上 2 年 6 か月未満　約定利率×70% ｆ．2 年 6 か月以上 3 年未満　約定利率×90% Ｃ．預入日の 3 年後の応当日の翌日から 3 年 6 か月後の前日までの日を目標日とした場合 ａ．6 か月未満　解約日における普通預金の利率 ｂ.6 か月以上 1 年未満　預入日における 6 か月もの自由金利型定期預金（Ｍ型）の約定利率×70% ｃ．1 年以上 2 年未満　預入日における 1 年もの自由金利型定期預金（Ｍ型）の約定利率×70% ｄ．2 年以上 3 年未満　預入日における 2 年もの自由金利型定期預金（Ｍ型）の約定利率×70% ｅ．3 年以上 3 年 6 か月未満　預入日における 3 年もの自由金利型定期預金（Ｍ型）の約定利率×70% ※ただし、前Ｂ．Ｃ．を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下切捨て）によって 6 か月複利の方法により計算します。

	②預入された預金が自由金利型定期預金の場合 次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下切捨て）によって計算します。 Ａ．預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のａ．ｂ．およびｃ．（ｂ．およびｃ．の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下切捨て。ただし、ｃ．の算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率 ａ．解約日における普通預金の利率 ｂ．約定利率－（約定利率×30%） ｃ．約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$ Ｂ．預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次のａ．およびｂ．の算式により計算した利率（小数点第 4 位以下切捨て。ただし、ｂ．の算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率 ａ．約定利率－（約定利率×30%） ｂ．約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$ ※基準利率については、窓口におたずねください。 ●まとめ定期の場合 満期日前に解約する場合、まとめ定期の種類に応じて、自由金利型定期預金（Ｍ型）または自由金利型定期預金の中途解約時の取扱いに準じて取扱います。
10. その他参考となる事項	●目標日の取扱い方法として、「指定口座へ自動入金する取扱い」または「まとめ定期を作成する取扱い」のいずれかの選択ができます。 なお、目標日の取扱い方法の変更を申出た場合は、次に到来する目標日の取扱いから適用します。 ●目標日サイクルとして、1 年、2 年、3 年のいずれかの選択ができます。 なお、目標日サイクルは、次に到来する目標日までの期間が 1 か月以上ある場合に限り変更の申出ができます。この場合、変更後の目標日サイクルは、次に到来する目標日以後適用します。 ●お申出により、当座貸越を利用した振替による積立預入を行う取扱いができます。 ●この預金は、預金保険制度の対象商品です。 ※1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息などが保護されます。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	●一般社団法人　全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109 または 03-5252-3772